

令和3年6月15日

(2) 過疎地域振興対策等に要する経費

【原官房長】 それでは、引き続きまして、本日2件目の事業に入ります。

ここからは、上智大学法科大学院教授の楠茂樹先生にご参加いただきます。

それでは、過疎地域振興対策等に要する経費について、担当部局から資料に沿って説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

【説明者】 よろしく申し上げます。過疎対策室長の梶でございます。ご手元に補足説明資料がございます。順次説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。過疎地域につきましては、従来から法律、議員立法で過疎法が定められておりますけれども、この一番上の趣旨の中、枠囲みの中でございますが、この3月までありました過疎地域自立促進特別措置法が今年の3月で失効する期限を迎えるということで、新しい法律、タイトルが過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法でございますが、この法律が議員立法で立案されまして、全会一致で成立をしているところでございます。

まず、本日の冒頭の説明といたしまして、この背景となります法律の概要についてご説明をさせていただきます。

1ポツ、前文・目的でございますけれども、これまでの過疎法では前文の規定はなかったわけでございますが、過疎地域の役割ですとか課題、あるいは目指すべき姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を過疎地域の持続的発展に見直したところでございます。

2ポツ、過疎地域の要件でございます。大変大きな議論があったところでございますが、従来同様に、人口要件と財政力要件で判定をするということで、見直しのポイントといたしまして、人口減少率の基準年を見直すなどの取組が行われたところでございまして、点線の枠囲みでございます。過疎地域の増減でございますが、今年の3月末時点で817団体、市町村のうち45市町村が、卒業団体と私ども呼んでおりますけれども、過疎地域の要件を満たさなくなり、一方で、新たに新規団体として48団体が過疎地域の要件を満たし、都合今年の4月1日時点で820団体が過疎地域となっているところでございます。

3ポツで、先ほどご説明した45の卒業団体につきまして、経過措置が設けられております。6年間ないし7年間の経過措置が講じられているというところでございます。

また、右側4ポツでございます。新しい法律に基づきまして、過疎対策の目標が新たにされておりますが、この目標の項目といたしまして、人材の確保・育成、あるいは情報通信技術の活用、こういった項目が目標に追加をされております。

5ポツ、支援措置といたしましては、国税の特例、都道府県代行、あるいは過疎債、補助率のかさ上げなどが講じられております。

さらに6、その他でございます。過疎法の中で、これまで都道府県の役割というのはあまり書かれてなかったんですが、今回都道府県の責務といたしまして、市町村に対する人的・技術的援助などが新たに規定されておりますし、その下、ポツの2つ目でございますが、市町村や都道府県が作成する計画につきまして、これまでではどんな事業をやるかは書いておいたんですが、目標ですとか評価については書く必要がなかったところがございます。いわゆるPDCAサイクルを回す必要があるということで、目標や計画の達成状況の評価について、計画に盛り込むこととされております。

7ポツ、今年の4月から施行されておまして、10年間の時限法でございます。

2ページをお願いいたします。後ほど交付金のご説明いたしますけれども、その背景といたしまして、今回、人材の育成ですとか、ICT技術の活用に重点化して交付金を見直させていただいておりますが、その背景としてもご説明をさせていただきます。

2ページのこの表は、昨年4月17日に、過疎問題懇談会という、総務省で設けております有識者会議が、新しい過疎対策に向けて3年間かけて議論した結果をおまとめいただいたものでございまして、このピラミッドのような形になっておりますが、過疎対策の理念として持続的発展を掲げるべきだなどという指摘の中に、③で緑色の網かけをしております施策の視点といたしまして、これまでの過疎対策では必ずしも重視されていなかったところなんです、地域、住民、学校の連携などによります人材の育成。また、右側でございます、革新的な技術を活用して過疎地域の持続的発展を図っていくんだというようなことが盛り込まれたところがございますが、このような有識者会議の議論も踏まえて、各党各会派でご議論がなされた結果、3ページでございます。

冒頭申し上げました、過疎法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の中で、目的の第一条の、アンダーラインを引いております「人材の確保及び育成」という項目が先頭に書かれておりますし、第四条の対策の目標では、一号で人材の確保、育成、三号で通信施設の整備及び情報通信技術の活用というような情報化を進めるということが規定されるとともに、第六条で都道府県の責務が新たに設けられたということがございます。

このような過疎法におけます新たな規定ぶりを踏まえまして、4ページ以下、ご説明いたします、過疎地域持続的発展支援交付金の内容を今年の4月に見直させていただいております。右肩でございますが、予算額としては7.8億円でございます、昨年度と比べて1億円弱の増でございます。この交付金、メニューが4つございまして、①と②がソフト事業でございます。③と④がハード事業でございます。①が集落ネットワーク圏形成支援事業ということで、集落の中心となります基幹集落が中心になって、地域運営組織等が行います様々な取組を支援するものでございます。記載しておりませんが、これまで2,000万円が上限だったんですけれども、これを一旦1,500万円に引き上げた上でめり張りづけをしていこうと。そのめり張りの内容といたしまして、専門人材の活用ですとかICT等技術を活用するものについては、上乘せして支援できるようにしようという見直しを行ったところでございます。

また、②過疎地域持続的発展支援事業でございます。こちらは米印の1つ目でございますが、従来は自立活性化推進事業ということで、幅広いソフト事業に活用できるものでございましたが、先ほどもご説明した過疎法の規定を踏まえまして、ICT等技術活用、あるいは人材育成事業に重点化するとともに、事業主体に都道府県を追加したところでございます。

③は集落再編整備事業ということで、定住促進団地の整備、空き家の活用。

④は遊休施設の再整備事業ということで、例えば廃校舎を活用してテレワーク施設を設けるというようなハード事業に対する補助を行うものでございます。

この4つのメニューごとにポンチ絵をつけさせていただいております。5ページが、集落ネットワーク圏形成支援事業というものでございまして、右側に取組のイメージとありますけれども、真ん中の基幹集落があって、ネットワークを結ぶことによって、移動手段の確保など、地域の皆さんの生活ができるような取組を行う、それを支援するというものでございます。

左側にメニューを記載しておりますけれども、1,500万円の定額に対して限度額を、人材活用とかICT等技術を活用する場合は上乘せをしていくという内容でございます。

6ページをお願いいたします。持続的発展支援事業ということで、これまでは幅広いソフト事業を対象にしておりましたが、人材育成やICT等技術活用に重点化する、都道府県も対象に加えるという内容の見直しをしたものでございます。

7ページをお願いいたします。集落再編整備事業、これは右側のイメージをご覧いただ

きますと、定住促進団地の整備、あるいは空き家の活用をする、定住ができるような空き家の整備をするといった内容でございます。

8ページをお願いいたします。過疎地域、人口減少しているということで遊休施設が多  
うございます。右側のイメージでございますが、例えば廃校舎を改修してテレワーク施設  
やサテライトオフィスなど働く場の施設を整備するというような場合に支援するというも  
のでございます。

9ページ以降、事例をつけさせていただいておりますが、説明は省略をさせていただき  
まして、一番最後の資料につけておりますロジックモデルをご説明させていただきます。

過疎地域振興対策ロジックモデルでございます。現状と課題、左側は過疎法の前文にも  
記載をされているような内容でございます。過疎地域の役割ですとか過疎地域の課題を  
書かせていただいております。

真ん中、インプットでございますが、先ほど申し上げた交付金が大半を占めますけれど  
も、令和3年度の予算は8億2,400万円でございます。アクティビティーといたしま  
して(1)、先ほど4つのメニュー申し上げましたけれども、交付金による支援と、(2)  
調査委託事業ということで、2ページで申し上げた有識者会議過疎問題懇談会における検  
討経費、あるいは、全国過疎問題シンポジウムの開催などの経費を加えまして8億2,40  
0万円ということでございます。

これらのアウトプットでございますが、交付金事業を活用することによる直接的な目標  
がこのアウトプットにふさわしいということで位置づけさせていただいております。この  
(1)の①、②、③、④というのは、真ん中のアクティビティーの①、②、③、④のメニ  
ューに対応しております。①の過疎地域持続的発展支援事業でありましたら、実施団  
体が設定した活動目標が達成されているかどうかというようなことをアウトプット目標と  
して設けております。あるいは団地等の整備ができたか、施設の整備ができたかとい  
うことで、この交付金の採択の際に、こういうことをやりたいということが確実にできたかとい  
うことを測るのがアウトプットでございます。

一方、アウトカムでございます。右側の成果目標でございますけれども、短期と長期に  
分けさせていただいておりますが、短期につきましては、持続的発展支援事業については、  
実証事業と実証事業以外に分けておまして、実証事業については、それが実用化できた  
のか。実証事業以外は課題の解決や改善につながっているのか。また、ハード整備につ  
いては、実際に入居が進んだのか、施設が使われているのか。集落ネットワーク圏での取組

が継続しているのかというようなことを、短期アウトカムとして設定してございます。

また、長期につきましては、実際にこれらの取組が横展開していくことを想定して、ICT等技術の活用で過疎地域の条件不利性がどれぐらい改善されているのか、あるいは人材がどれだけ確保できているのか、集落ネットワーク圏がどれだけ形成されたかという、全国的な波及というものを見ていきたいと考えております。

このような取組を通じまして、一番右下インパクトでございまして、過疎地域の持続的発展を実現していきたいと思っております、少し大きな目標になりますけれども、集落機能が維持されているのか、あるいは、過疎地域全体の人口減、社会減少率が改善している、社会減が減っているのかというようなことを見ていくということを想定して、ロジックモデルを作成させていただいております。

冒頭の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【原官房長】 ありがとうございます。それでは、事務局から論点について紹介をお願いいたします。

【藤田会計課長】 2つ挙げさせていただきます。1つ目、成果目標や成果指標（アウトカム）は適切に設定されているか。2つ目、事業は費用対効果の観点から効果的に実施されているか。以上でございます。

【原官房長】 それでは、これからご議論をいただきたいと存じます。有識者の先生方、いかがでございましょうか。ご意見あれば挙手をお願いいたします。石堂先生、お願いいたします。

【石堂】 どうもご説明ありがとうございました。石堂です。要は、このレビューシートでは、昭和46年から事業開始とはいっても、今回は、その新法ができたということで、令和3年から、言わばこれから始まるということですので、なかなか議論しづらいというふうに思っております。

それで、旧法に基づいた同じタイトルの事業に関して私の記憶では、過年度のいわゆるアウトカムの達成とかそういう実績について、結構目標に達しないで終わったというものがたくさんあったと思うんです。

それで今回、新法ができた、その理念は今のご説明でよく分かるんですけども、これまでアウトカムの未達のものが多かったというようなことから考えると、新法になったことで、何かそれが画期的に改善するというような要素が、その新法の内容自体に何かビルトインされているんだろうかと。それはなかなか難しいだろうなと思いつつ、そういうも

のがあるかどうか。

要するに今の皆さんのご説明からいけば、今回設定されているアウトカムなりは、必ずやこれは達成できるであろうという意気込みはよく分かるんですけども、全く新しいのであればあれなんですけども、要するに継続事業であるかのような、ただ中身は変わりましたよというご説明の中で、そこはどんな感触でおられるのか聞きたいというのが1点です。

それから、今回の法律の改正、私もつぶさに全部読んだわけではないんですけども、妙に気になったのが、前の法律のタイトルが過疎地域自立促進特別措置法だったんです。今回は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法ということで、自立という言葉がないということが非常に気になりました。

それで、旧法では、先ほどのご説明にありましたように、前文はないという中で、第1条の目的に「自立促進を図り」という言葉が書き込まれてたんですけども、今回は、新しくできたその前文の中に「自立に向けて」という、ちょっとソフトな表現でしか出てこないというようなこと。それから、先ほどのご説明いただいた資料の1枚目の卒業団体への経過措置についても、従来は5年だったのが今度は6から7年ぐらいに伸びるということからいくと、どうも過疎地域の自立という考え方が後退したんでないのというふうに見えるんですけども、その辺はどういうふうに理解すればいいのかというのが2点目です。

もう一つ、持続的発展というのは非常に力強い言葉なんですけども、これが、持続的に国が補助し続けることで発展が持続するんだというのは、私、構造的にはいかなものかと思うんです。もちろん、地方がやりたいということが全て、例えば収益事業としてうまくいくとか、もちろん、全然そういうことを望まない施策もあっていいんですけども、通常は、国が補助して何年かスタートアップを力づけてやっていけばその先は自立するんだという見通しのものでやっていくのでなければ。それでさっきの自立という言葉が弱くなったのかなというのが気になるわけです。

ですから、この今回の持続的発展というときに、自立することが前提で物事はやってくんだという、私はこれは基本的な考え方だと思うんですけども、それはどうなっているのかなということです。それで、これに付随して、ほかの地方創生なり地方再生なりいろんな施策があって、本当に物すごい数、いろんなことが行われていますけども、その中に、その地域の自立あるいは自走という言葉がしょっちゅう出てくるんです。ただ、その使われ方が、どういう意味で使われているかというのが必ずしも一つでないような気がするん

です。

これはそんなにいろんなケースを想定しなくてもいいと私は思っていて、要するに、先ほどちょっと言いましたように、収益事業として、もう何のお世話も要りません、自分でやっていけますというんだったら何の問題もない。また、そうではなくても、国の補助はここままで、あとは続けるときに地方財源から入るのは、国としては構わない。要するに、国が補助し続けるかどうかというところに線を引いて、自立したくないということを考えるやり方があると思うのです。

先ほど私申し上げましたように、もしも持続的発展を目指す施策について、この事業を取り上げよう、これは計画の中に自立と書いてあるからいいじゃないかというようなときに、総務省さんとしては、そういうときの自立ということについてはどんな定義で対応しようとするのか、それもついでにちょっと聞かせていただければありがたいと思うんですが。

**【原官房長】** 事務局、お願いします。

**【説明者】** ご質問ありがとうございます。

1点目の、成果を上げるために新しい法律でどのような仕組みがビルトインされているかということでございます。これまで、過疎法に基づく様々な支援措置がございましたけれども、これを成果につなげていく取組を強化すべきだということは、各党各会派の先生方でも大変大きなご議論がありました。

今日ご説明をいたしました1枚目の資料の、右側のその他というところに記載をさせていただいたんですが、ポツの2つ目でございます。市町村や都道府県が過疎計画という計画をつくるんですけれども、これまでの過疎計画は、何をするかという事業の内容は書かなければならんと。書くことが補助金の前提だということだったんですけど、それでは、効果が達成できたか外から見えない、住民と議論ができないということでもございましたので、この目標あるいは計画の達成状況を定期的に評価するというのも計画の中に書くということになりました。

書いたから劇的に改善するかどうかは分かりませんが、仕組みとしては、過疎対策事業、これはもう今回の補助金だけではないかもしれませんが、過疎対策事業について、その成果を上げられる仕組みは設けられたのではないかと考えておきまして、今まさにこの市町村計画をつくっていただいているところから、この目標の設定についていろんなご相談もいただきますけれども、なるべく住民の皆さんとキャッチボールができ

る、議会の皆さんとキャッチボールができる目標をつくって、評価をしていただくようにご助言をさせていただいているところでございます。

2点目でございます。これは4点目とも関係するかもしれませんが、自立の考え方でございます。従来の法律では自立促進という名前で、今回は持続的発展という名前になりました。立案者の国会議員の考え方は、先生に今お読みいただいたと思いますが、おつけした資料の3ページの前文に記載がされておまして、この前文の一番上、第4段落を抜粋したところなんです。この2行目、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続的な地域社会の形成、あるいは地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現されるようということをごさいます。この持続可能な地域社会の形成というのが非常に大事になってきている。これは、国際的な潮流であるところのSDGsの考え方にもマッチするというご意見がございましたと承知をしておりますし、一方で、地域資源活用した発展、さらなる向上も重要だということで、持続的発展というのを新しい過疎対策の理念にすべきだと。だからといって、自立という概念があまりに後ろに行くというのは問題だということで、これまさに各党各派の議論の中で、地域の自立に向けてという表現は必要だということになったわけでございます。

これに関連して、おつけしてないんですけれども、衆議院、参議院それぞれの法案の審議の際に決議がなされております。その決議の中で、このような内容が触れられております。口頭で申し上げて恐縮ですけれども、過疎地域の市町村が、非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進するよう本法の趣旨を周知せよというのを政府に言っていただいております。これは政府が国会から頂戴した宿題だと思っておまして、私どもとしては、この附帯決議も踏まえて、過疎地域が非過疎地域となる、非過疎地域となるというのは端的に言えば、人口減少率を抑えるとともに財政力を高めていただくとことをごさいますけれども、そういった取組を行っていただけるように。これ、時限法でございますので、ずっと続けていくというわけではございません。そういったことを念頭に進めさせていただいているところでございます。

今のお答えで、この持続的発展の考え方ですとか、国の補助の考え方もある程度お答えしたかなと思っておるんですが、どうでしょうか。

【石堂】 ありがとうございます。自立のところは非常に難しい問題だろうなと思っておりますので、今のご説明の趣旨に沿ってしっかり見ていただかないかなと。それから最初の、今度は目標計画の達成状況の評価が入ったと。これは確かに、毎日本重

を測ると自然に抑制されるみたいなもので、そういう効果はあると思うんです。ただ、評価して、これは駄目だとなったときに、強硬措置に出る仕組みも入っているんですか。

**【説明者】** この計画の作成は、議会の議決事項であります。市町村議会の議決事項でございまして、目標が達成されたかどうか、議会にお示しをしていただくということになります。

私どもが考えますのは、目標が達成できなかった、議論、いろんな原因があると思いますので、その目標自体が誤っていた場合もあるでしょうし、その事業の成果が本当にないということもあるかもしれませんけれども、それは、住民の代表者としての議会との議論の中で、適切な方向に見直しがされていくだろうと。毎年毎年の予算編成もございまして、計画の定期的な見直しということを通じて、この評価が生かされていくという仕組みになっていると認識しています。

**【石堂】** 分かりました。そのときに、私もポイントになるのは、結局この施策をやる地域、地方が、全くその当事者意識をきちんと持っているかというところがやっぱり非常に気になるところでありますね。

特に今のお話の中で、議会の承認みたいな話がありますけれども、この議会の承認というのが、実態的にどんなことでやっているか。要するに、どういう計画で、その計画結果について議会が検証したことになっているというようなケースのときに、検証というのは実際どうやったんですかと。いや、前年度の決算について承認を受けていますみたいなことでは、もう個々の事業についての何がどう問題だったかなどというのは全然表面に出てこない話になりますから。

その地方が評価を受けてどう対応するかという、実質、それを知る仕組みをつけておかないと、みんないいと言っているはずなのに、後からよく調べたら全然駄目じゃないかというのが出てくるのでは非常に困ると思うんですよね。ですから、さっきも言いましたように、本当にその計画なりについて、今回都道府県も関与するということになっていますけれども、自分たちが決めたものなんだという当事者意識をきちんと持っているかどうかというところの実質を見るような仕組みをぜひつくっていただきたいなと思います。以上です。

**【説明者】** ありがとうございます。法律上は、議会の議決、これは議会というのが住民代表機関であるからそのような形になっておりますけれども、これまた附帯決議をいただいております、計画を策定する、見直しを含めてですけれども、これ議会の権限でござ

ございますが、その際には、住民の皆さんのご意見も十分に反映するように市町村に周知しなさいというふうに政府が言われております。

その国会からの宿題を果たすべく、私どもそのように説明をさせていただいておりました、まさに先生おっしゃったように、その目標とその評価ということに主体的に取り組んでいただくには、議会で議決をいただく、議会でご審議をいただくということも当然重要ですし、その前段として、住民の皆さんのご意見、住民の皆さんをいかに巻き込むかということも大事だと思いますので、国会の議決を踏まえて、私ども、そのように助言をさせていただきたいと思っております。

【石堂】　でも、住民の意見というのも結局、広報活動なんかを通じて、きちんとその周知しなきゃならんというところから始まりますし、さらに言えばその議会とまた違って、第三者委員会みたいのをつくって、ちょっと違う観点から見てもらうというようなことも恐らく並行させていかないと、本当になかなか十分なものにならないと思いますので、いろいろあると思いますけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【藤田会計課長】　先生方におかれましては、議論いただきつつ恐縮ですが、コメントシートをお願いします。15分頃に回収させていただきます。よろしくお願ひします。

【原官房長】　それでは引き続きまして、末松先生。

【末松】　ご説明ありがとうございました。10年の時限立法ということだったんですけども、先ほど過疎地域を非過疎地域にしていくことを目指すというお話でしたが、1つが10年後の目標があるのかどうか。実際には1ページ目にあるとおり、前回のものが、卒業団体が45あったにもかかわらず新規団体が48で、実数が増えてきているという状況がございますので、その中でどのような目標があるのかを1つ教えてください。

2つ目が、交付金の申請などはやはりテクニックも必要だと思いますので、同じような自治体が出しているのではないかなということをお懸念しております。そういったところで、公平性とか、何か選定するときその内容だけではなくて、新しくチャレンジしている、申請してきた自治体に配慮をすとかそういったことがあるのかどうか教えてください。

もう一つ、こちら意見なんですけれども、10年とありますけれども、7歳の子が17歳になるとか、10歳の子が20歳になるとかといったことで、その10年というのは地域にとって非常に重要な内容だと思っております。今回教育のところはICT等が既に成人になった方ばかりの教育の支援が多いなというふうにおっしゃったんですけれども、

その辺の、結局地域で育っている子供たちに関しての支援などがあればいいなど、意見として申し上げます。以上です。

【説明者】 ありがとうございます。まず、過疎法の目標でございますが、これはもうまさに過疎法の目標規定でございますので、持続的発展という大きな理念の下、今、3ページの第4条が過疎対策の目標として何項か挙げられておりますけれども、人材の育成確保などなどを図っていくと。

これ10年間の時限法でございますので、10年後のことは全く分からないです。私も政府としては全然分からないし、国会での、今回の立案された先生方も、10年後のことはまた、そのときに考えざるを得ないということはおっしゃっていたのを聞いたことがございますけれども、いずれにしても、過疎法は10年間の時限法なので、この10年間の間で、この過疎法的一条の目的、あるいは具体的な目標としては、第四条に記載された内容が、それぞれの団体で実施はされていく、成果を生んでいくということが、過疎法が求められているところだと思っております。それだと大き過ぎるので、交付金としてどういうことを目標にするかというのは、ロジックモデルでご説明をさせていただいたとおりでございます。

それから、交付金の採択の際に、同じような自治体が続くことはないかということがございます。これは先ほど説明省略しましたが、交付金のメニューのうちの2つのソフト事業については、様々なご指摘、観点を採択の際に反映したいと思っておりますので、外部の評価委員の方に採点をしていただいております。

毎年同じ方がするわけではないんですけれども、継続していただいている方もいらっしゃいますので、当然、毎年同じような団体から申請が上がれば、去年と何が違うのか、どこが進んだのかというようなところからの議論というのはございまして、私どもも当然議論させていただきますが、外の目も含めて議論させていただいております。結果として、同じような団体が同じような内容でずっと継続するというような内容では採択がされませんし、私どももそういった団体は採択がないようにせねばならないと思っております。

それから、教育でございます。先ほど、大人といいますか成人に向けた施策ではないかのご指摘をいただいたんですが、法律の中では、例えば教職員の定数についても書かれておるように、学校教育の充実についても配慮規定が設けられております。今日の説明資料にはおつけしておりませんが、過疎法の重要な目標の一つは、人材の育成であり、その人材育成の基本は教育だという議論が、私どもの有識者懇談会でも、あるいは各党各

会派からの議論でも出されておりますので、決して教育の観点を大人の側面に限っているわけではなくて、学校教育あるいは地域を含めた、郷土愛を育むということも含めた教育にも力点を置くように、過疎法の中では規定がされているところでございます。

【末松】 ありがとうございます。

【原官房長】 よろしいでしょうか。それでは、永久先生、お願いいたします。

【永久】 どうもご説明ありがとうございました。過疎法に基づく施策というのはこれだけじゃないですよ。全然桁の違う金額がこの過疎対策に使われていて、例えば過疎対策事業債は7割ぐらい交付税措置されていると思いますけれども、これなんか、4,700億というのは物すごい、3桁違うというか、そんな数字が使われていて、令和2年度予算は6.9億ですかね。それに比べたらあまりにも小さな数字で、これにこだわっている必要あって、今のお話を伺っていたら何となく分かるわけですけども、額として全然違う大きさのやつでやっていて、何でこれだけこんなに小さい額、小さい額といっても大きい額ですけども、これにこだわる理由がいま一つ分からないというのが1点目です。

2つ目には、成功事例といいますか宿題というか、これをいただいて拝見しましたけれども、個別の事業事業がどれだけ成功したかというのはこれでは全然分からないですよ。つまり、この事業でどれだけの雇用が創出されたとか、どれだけの売上げが上がって利益が生じて、どれだけのお金が分配されたとか、そういうものが分かってないとこの事業が成功したかどうかなんか全然分からないわけですよ。全体の地域の人口移動とか何か、そんなものは出ていてこれで分かるみたいなことあるけど、それは全然、因果関係が違うはず、違うかもしれないですよ。その辺りがきっちり分析されないと、この事業が効果的だったかどうかというのは分からないはずで、それによって評価しなきゃいけないと思うんです。これでは評価のしようがないですよ。

その2点、ちょっとお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【説明者】 ご質問ありがとうございます。まず1点目の、交付金の桁が少ないということにつきましてでございますけれども、私どもといたしましては、国費を使って過疎対策を講じていく……。

【永久】 すみません。少ないとは言っていないんです。

【説明者】 失礼しました。桁が小さいと。

【永久】 桁が比較的の小さいにもかかわらず、これにこだわっている理由って何でしょうか。別の言い方をすれば、もっと大きな額で使っている部分がありますよね。それが

あるにもかかわらずこれがある理由というのは何なんだろうということですよ。

**【説明者】** ありがとうございます。国として、国の交付金の形で事業を実施するという事に意義があると考えております。先ほど申し上げましたように過疎法は国の法律でございます、議員立法でございますけれども、そこで、設けられております目標、2年ですね、そういった内容についての確に支援をしていく、そのツールといたしまして、国が直接、市町村あるいは地域運営組織を支援していくというようなツールというのは、必ず必要だろうというふうに考えております。

一方で、先生ご指摘のように、地域の自主的な取組に対する財政措置であるところの過疎対策事業債というものもございますけれども、この過疎対策事業債があるからといって、国が支援をする、国費で支援をするという意義が低下することはないだろうというふうに考えておるところでございます、このことは、過疎法の立案をする中でも求められているところだというふうに考えているところでございます。

2点目の成功事例でございますけれども、これは私の受け止め方がよくなかったのかもしれない、前回いただいたご指摘が、その卒業団体における交付金の活用ということでございます、卒業団体の過疎の要件、こういった要件をクリアすれば過疎ではなくなるのかという要件が人口に着目しているものですから、人口増減率ですね、その人口増減率に着目した説明をさせていただいておりますけれども、それぞれ一つ一つの事業では、事業ごとに目標は違いますけれども、売上げですとか、雇用の人数ですとか、その事業に応じた目標が設定されておまして、その事業の目標として設定したものがどれだけ評価、達成できたかということは、一つ一つの事業については整理をさせていただいております。先日の事前勉強会でご指摘をいただいた宿題が、過疎団体から卒業する団体ということでしたので、人口の増減に着目した資料を作らせていただいたところでございました。

**【永久】** 国が直接的に関与しなければいけない事業が仮にあったとして、それで、国が責任持ってやるというのであるならば、その事業事業一個一個をきっちりと評価できるような評価していかなければならないし、その評価をした結果というものを我々に見せるべきではないんでしょうか。そうでなかったならば、何のためにやって、どれにどのような効果があったかというのは我々分かりませんよね。この事業自体の評価がそれですとできないということですよ。

**【説明者】** 繰り返し感があるかもしれませんが、事前のご説明の際にご指摘をいただいたのが、過疎地域から卒業する団体がある。その団体がどれだけの交付金を使ったんだ

ろうか、この交付金はその卒業に役立ったんだろうかという観点でのご指摘でございましたので、少し今の永久先生のご指摘からすると、ストレートな資料の提出ができていないかもしれませんが、それぞれの事業には、目標を立てながら事業を実施していただいていますので、これまでどういった目標を立てているかという目標の例は、これ今日のご説明しておりませんが、この間提出をさせていただいておりますが、この事業ごとに目標をつかった、その指標がどれだけ達成できているかということは把握をしながら、この事業を推進させていただいているところでございます。

【永久】 数字いただいていたけど、どれだけの事業が具体的に目標を達成してというのはどこかにありましたか。

【説明者】 過年度のものについては、どこかというのは今お配りをしていないので。

【永久】 これが重要なポイントではないのかなとも思うのですが。

【説明者】 この間、出させていただいた成果指標に係る実績の推移というような資料が実はあるわけございまして、それぞれの団体が、ソフト事業を採択するときに目標をつくっていると。その目標がどれだけ達成できたかと。もちろん目標は100%達成されることが重要なわけでございますけれども、その達成割合の推移を追わせていただいた資料がございます。

口頭で申し上げますけれども、直近5年間で言いますと、おおむね90%から80%の間ぐらいでございまして、目標の達成割合が80%、8割、9割の達成ということでございまして、これをどう評価するかという観点はあろうかと思っておりますけれども、この一定の目標効果は果たしているというふうに考えているところでございます。

【永久】 分かりました。ありがとうございます。

【原官房長】 それではそのほか。楠先生、お願いいたします。

【楠】 どうもありがとうございました。私のほうから、質問というかコメントに近いのかもしれませんが、まず最初に質問のほうですが、いろいろ法目標の中に持続的な発展というのが入って、その中に再生エネルギーというものもあるわけですね。ただ、シート見ると4ページのところで、その辺の予算に反映されているのかというのが、今後そういうふうな課題を踏まえて、そういった事業も行うのかということ、再生エネルギーについて少し説明していただきたい。

あともう一つ、これはコメントなんですけども、持続的な発展という言葉を入れてしまうと、いろんな政策拡散すると思うんですね。ですので、恐らく2015年の国連の先

ほどおっしゃったアジェンダが出て、そういった名前をつければいろいろ予算の説明ができるだろうということで、そういった言葉入れたんじゃないかと思うんですけども、その持続可能という言葉というのは非常に広がりがあるので、そもそも政策としてのターゲットがどこにあるのかというのが分かりにくくなる可能性もあるわけですよ。

そういったところもあるので、むしろこの法律が、5次にわたる前の自立の法律、過疎地域自立促進特別措置法というものが、今回、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法というものに名前が変わったことによって、どこまで政策的に変わってくるのかなというのがちょっと見えない。というよりも、いろんなものが入ってきてるので、そのターゲットの部分が少し見えなくなっているかなという感じはしました。

それから、それに関連すると、最終的なその中長期の目標というものが、先ほどの指摘もありましたけど、やっぱりいろんなものとかぶってくるんですよ。そうすると、この政策で使っている予算というものが全体のうちのどういった意味合いを持つのか、あるいはどういった政策的な違いというものが説明できるのかということが少し見えないというのが私のコメントです。

先ほどの再生エネルギーについて何かコメントがあればよろしくお願いたします。

**【原官房長】** 過疎室、いいですか。

**【説明者】** ありがとうございます。今日ご説明したメニューの2つ目に、過疎地域持続的発展支援事業というのがございます。こちらは人材育成やICT等技術の活用がメインではございますけれども、過疎対策の目標として再生可能エネルギーというものも位置づけられておりますので、このようなものも、再生可能エネルギーとして活用、支援が必要だということでありましたら、この持続的発展事業の中で対応することができると思っておるところでございます。

それから、持続的発展ということで、そのターゲットが広がっているというような指摘も頂戴しております。過疎対策、非常にターゲットが広いということはおっしゃるとおりでございます。そのターゲットというのが、過疎対策の目標という、先ほどからご説明している過疎法の4条の中に表れてきているわけでございますけれども、このような持続的発展という理念の下で、具体的なターゲットは、過疎法の中ではこの4条の項目に規定がされているというふうに受け止めさせていただいております。これをどうやって実現していくかというのが政府の仕事だろうというふうに思っております。

それから、様々な支援策があつて、中期目標はどうしてもかぶってくるが、その政策的

な違い、この交付金の政策手法としての違いということかなと理解をさせていただきましたが、やはり国が支援をさせていただく、直接支援をさせていただくということの最大の主眼は、横展開するという事ではないかと思っております。私どもが採択をした優良事例については、共有をすることによりまして、その効果を広く共有させていただくと、このことをもって全国的にこの過疎地域の持続的発展という取組を広げていくというのが、この政策手法としての特徴であろうというふうに考えさせていただいております。以上であります。

【原官房長】 楠先生、よろしいでしょうか。

それではそのほか、いかがでしょうか。では、西出先生、お願いいたします。

【西出】 すみません。時間も押しているようなので手短かに。内容的には永久先生の文脈で捉えていただけるとありがたいんですけど、2点あります。1つは、両方ともレビューシートの中の成果指標の話なんですが、事業実施団体が設定した目標に対して成果があったかどうかという割合で見えていますから、やはり横展開という話も今ありましたから、各実施団体の検証の結果をホームページにぜひ上げてほしいですね。我々が検証できるようになれば、ここでの成果指標の達成率が、ああなるほど、と分かるので。このままだったら何も議論の余地がないので、それはぜひ検討してもらいたい。

2つ目は、これも指標なんですけど、3年間の平均の過疎地方市町村の社会的増減人口を指標として挙げていますけど、やはり毎年6億ぐらいの規模で50団体ぐらいに事業を補助しているという話なので、それでしたら、補助団体の全体の中での社会的人口の増減、過疎対象800団体の全体の平均を取るんじゃなくて、補助したところだけの社会的人口の増減の指標を挙げてもらえれば先ほど永久先生おっしゃった、因果的な推論が非常に頭の中でしやすいというところがあるので、その辺も検討してもらえたらなと思います。以上です。

【説明者】 ありがとうございます。情報発信の仕方、ホームページに上げていく内容については、不断の改善が必要かと思っております。ご指摘を踏まえて、検討させていただきたいと思っております。

それから、人口の社会増減は、事前のご説明の中で、この7億円の交付金で過疎地域全体の社会増減とどういったつながりがあり得るんだというご指摘がございましたので、今日ご説明をさせていただいたロジックモデルでは、アウトカム指標ではなく、右下にありますインパクト、国民社会への影響という中で、過疎地域全体の人口増減というのを上げ

させていただいたところであります。ご指摘を踏まえまして、この交付金事業の効果として説明ができるようなものに、このアウトプット、アウトカム指標を整理し、今日、ご説明をさせていただいたところでございます。

【原官房長】 西出先生、よろしゅうございますか。ありがとうございます。

そのほか、特にございますでしょうか。

それでは、今、座長に取りまとめていただいておりますので、少しお待ちいただければと存じます。

ありがとうございます。それでは、取りまとめ役の北大路先生から、有識者の先生方に記載いただいたコメントシートから代表的なものをご紹介いただいた後、票数の分布、評価結果案及び取りまとめコメント案をご発表お願いいたします。座長、よろしく願いいたします。

【北大路座長】 過疎地域振興対策等に要する経費に係る評価結果案がまとまりましたので、発表します。

まず具体的なコメントのご紹介ですが、6名の先生のうち5名がアウトカムの設定に関するコメントをされています。ほぼ同じ内容でして、過疎市町村全体の社会的人口増減という長期アウトカム指標が設定されているが、これに見合った事業内容、規模と言えるかどうか難しい。長期アウトカム自体の変更を含め、いま一度検討が必要ではないか。

それから、過疎地域対策は極めて重要であるが、ほかに過疎対策は事業が多く存在する。本事業のような目的が限定的な交付金だけで自立や持続的発展は極めて難しく、一時的かつ部分的に改善が見られても、その維持は困難と思われる状況が多数あり、効果が少ないまま出費をし続けるという状態が続くと考えられる。国が責任を持って直接関与する必要があるとするならば、その成果については、個別にきっちりと補足し、評価、改善しなければならない。これはアウトカムの捉え方が非常に広くアウトカムに関わる多くの他の要因があり、国の事業も他にたくさんあるので、特定の事業の貢献度がどれぐらいなのかが見えない、ということについて指摘されているものと思います。

今回頂いたコメントの多くがこの点に集中しているように思います。基本的に、まずアウトカムが広過ぎる。人口の増減というアウトカムが広過ぎるために、個々の事業の有効性をどうやって捉えるかがわからず、その事業が全体のアウトカムに与えるインパクトがほとんど見えないということです。個々の事業がこれだけのことをしましたということだけではなく、それによって全体にどれだけの貢献があったかということが示されないとい

けない。評価論でいうと、そういう話になると思います。いわゆるインパクトが多少なりとも示されるべきということです。

先ほど先生のお一人が対象となった団体とそうでない団体を比較することをご提案でしたが、そういうやり方もインパクトを推しはかる有効な手段かと思います。

先生方からいただいた評価ですが、現状どおりが1名、事業内容の一部改善が3名、事業全体の抜本的な改善が2名おいでになります。全体の分布から見て、事業内容の一部改善とさせていただくのがよいかと思います。

そして全体のコメントですが、まず、アウトカムの捉え方が広過ぎるということを指摘したいと思います。この事業のほかに、他の多くの事業、あるいは要因があり、国の予算も投入されていること、そのため、この事業のアウトカムとして人口社会増減というような捉え方は広過ぎること。また、当該事業の有効性を国民に示す必要があること。これについては内部資料があるのかもしれませんが、少なくとも分かりやすく公表することが必要と思われる。加えて、この事業の貢献度が分かるような指標を示していく必要があります。以上が1点目です。

もう一つはこの中長期目標としている持続的発展という表現が非常に抽象的だということです。持続的発展という新たな言葉によって目標を設定しているが、さらにアウトカムの抽象度が広がってしまっている。そのために、より具体的なアウトカム設定が必要であろうと思われる。

この他にもいくつか個別のご意見もありますが、基本的にはこのアウトカムに関するご意見が大多数を占めると思いますので、ご説明した2点について指摘することをご提案したいと思います。以上です。

**【原官房長】** 座長、ありがとうございました。今、座長からお示しいただいた評価結果、取りまとめたコメントということで、委員の先生方、よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは、2件目の事業に係る議論を終えたいと思います。楠先生はここまでのご参加となります。どうもありがとうございました。

3件目の事業については、この後、15時50分から開始したいと存じます。10分ほど休憩を取りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。